会議名称	整 理 番 号 171
足立区地域保健福祉推進協議会	作 成 年 月 日 平成30年4月23日
子ども支援専門部会(平成29年度第4回)	作 成 者 子ども政策課
	所属・氏名子ども・子育て支援制度担当 鈴江
開催日時	配 付 先
平成30年3月16日(金)午後2時~3時30分	子ども支援専門部会員・特別部会員(意見表明者)
開催場所	
足立区役所中央館8階 特別会議室	
議 題	配付資料
「足立区子ども・子育て新支援事業計画の中間見直し	資料各1部 追加資料各1部
について」ほか	

席 者(敬称略) 出

(計30名)

(部会員)橋本 英樹、川下 勝利、大面 貴紀、乾 雅榮、橋本 幸雄、青木 光夫、鳥山 高章

- (特別部会員(意見表明者))金杉 洋子、中嶋 篤子、佐藤 登志枝、神藤 とよ子、三浦 昌恵、飯田 今日子、 小田 恵美子、中台 恭子
- (事務局)子ども政策課長 松野 美幸
- (関連部署)待機児ゼロ対策担当課長 臺 富士夫、子ども施設指導・支援担当課長 小室 晃、子ども施設整備課長 田巻 正義、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園課長 千ヶ崎 嘉彦、青少年課長 寺島 光大、こど も家庭支援課長 高橋 徹、教育相談課長 近藤 博昭、こども支援センターげんき所長 上遠野 葉子、住区推進 課長代理 河野 聖、保健予防課長 増田 和貴、親子支援課長 境 博義、障がい福祉センター所長 宮田 資朗、 子どもの貧困対策担当課長 岩松 朋子

議事内容(議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予定・その他)

- 1 審議・調査事項
- (1)足立区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

< 子ども政策課 >

(2)特定教育・保育施設の利用定員の確認について

<子ども施設整備課>

(3)特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認について

<子ども施設整備課>

2 報告事項

(1)足立区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに伴うニーズ調査の実施結果について

<子ども政策課>

(2)東部地域病院における病児保育室開設に向けた検討状況について

<子ども施設運営課>

(3)足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申について

<子ども施設入園課> <待機児ゼロ対策担当課>

(5)「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクション・プランの改定について

<子どもの貧困対策担当課>

(6)「未来へつなぐあだちプロジェクト」の24の指標について

(4)足立区待機児童解消アクション・プランの改定について

< 子どもの貧困対策担当課 >

3 情報連絡事項

(1)私立幼稚園(新制度移行園)・私立認定こども園の利用定員の変更について <子ども政策課>

(2)認可保育所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果について

<子ども施設指導・支援担当課>

(3)区立新田三丁目なかよし保育園の定員変更について	<待機児ゼロ対策担当課>
(4)家庭的保育(保育ママ)の給食提供における国の方向性について	<子ども施設入園課>
(5)民設民営による認可保育所の運営予定事業者の選定等について	<子ども施設整備課>
(6)児童虐待防止推進月間の事業実施結果について	<こども家庭支援課>
(7)特別区における児童相談所の移管に向けた検討状況について	<こども家庭支援課>
(8)区立保育園における保育実践の書籍出版について	<就学前教育推進課>
(9)足立区あんしん子育てナビの機能拡充について	<保健予防課>

第4回足立区子ども支援専門部会

平成30年3月16日(金) 午後2時00分~ 足立区役所中央館8階 特別会議室

松野子ども政策課長

それでは、皆様こんにちは。定刻になりましたので、若干いらしてない方いらっしゃるんですけれ ども、始めさせていただきたいと存じます。

本日は、お忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会のほうにご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます子ども政策課長の松野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、開会に先立ちまして、まず資料のほうを確認をさせていただきたいと存じます。事前に送付させていただいておりますが、資料のセットのほうは皆様お持ちでよろしいでしょうか。ちょっと冊子などもございまして、重いものを持って来ていただいて大変恐縮でございますが、特に不足がなければ、このまま進めさせていただきたいと思います。

また、本日は席上に配付させていただいてるものがございまして。事前にご質問がございましたので、中嶋委員からのご質問ものです。タイトルとしましては、「平成29年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会における事前質問に対する回答について」というペーパーが席上配付となっております。

また、「平成29年度第3回足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会の議事録の確認について」ということで、資料のほうも席上に置かせていただいております。

また、特別部会員の方につきましては、「継続に関する意向の確認」というペーパーをお配りしておりますので、こちらのほうは特別部会員でない方にはお配りはしてございませんが、ちょっとそこは違いがございますので、ご了承くださいませ。

それでは、こちらのほうの今お配りしております議事録のほうなんですが、3月26日までに担当まで、修正等がございましたらご連絡をいただくようにお願いいたします。

それで、部会員の方につきましては、本会でございます地域保健福祉推進協議会の本体の会議のほうを通じて、継続の意向の確認をさせていただくこととなっておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

資料関係では、以上が本日机上に配付させていただいた資料と、あと事前の送付のものになりますが、改めて不足はございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、これから子ども支援専門部会のほうを開催させていただきます。

この支援専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会設置要綱第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。現在過半数に達しておりますので、会議のほうは成立いたします。

傍聴人のほうは特にいらっしゃらないようでございますので、このまま進めさせていただきます。 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、橋本部会長様にお願いしたい と存じます。部会長、よろしくお願いいたします。

橋本部会長

よろしくお願いいたします。

きょうは議題といいますか、分量が多いので、いきなりジャンプインさせていただきます。

事務局側のほうからの資料の1面に、審議・調査事項3件、それから報告事項6件、それから情報連絡事項4件、掲載されていると思いますが、事務局のほうからの要望がございまして、きょうは少し変則的な順番でやらせていただきます。と申しますのは、きょうの審議調査事項のかなり多くが報告事項と関係しているものが多いので、セットでご説明したほうが多分理解していただきやすいだろうということで、今から申し上げるような順番でやらせていただきたいと思います。

まず、審議・調査事項の1番、子育て支援事業計画の中間見直し、これと2番の報告事項の(1) 足立区子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに伴うニーズ調査の実施計画について、この2つを セットで説明を受けるようにしたいと思います。続きまして、報告事項の4番にあります足立区待機 児童解消アクション・プランの改定、これが先ほどの中間見直しとも絡む内容になりますので、審議 事項に先駆けて、先にこの報告事項についての説明を受けます。そして、最後にもう一回、審議・調 査事項の(2)と(3)特定教育・保育施設の利用定員の確認並びに地域型保育事業の認可・利用定 員の確認についてに戻るという形でやらせていただきたいと思います。

ちょっと順番が変則で申しわけございません。この後の報告事項につきましては、順番どおりやっていきたいというふうに思っております。

それでは、早速ですが、審議事項・調査事項の1番、支援事業の中間見直し並びに報告事項のそれに伴うニーズ調査の実施結果について事務局のほう、子ども政策課長のほうからご説明をお願いします。

松野子ども政策課長

それでは、子ども政策課長のほうからご説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

まず1ページのほうを皆様お開きくださいませ。足立区の子ども・子育て支援事業計画の中間見直 しについてということで、今回ニーズ調査を行いまして利用量の、特に保育の利用量の見直しを行っ ております。こちらのほうに関しては中嶋委員からもご質問をいただいておりますので、そういった ところも織りまぜながら説明をさせていただきたいと存じます。

まず、こちらのほうの見直しの理由でございますけれども、計画を策定いたしましてから、保護者の就労形態や社会情勢の変化に伴いまして、具体的に進めるためのアクション・プランというものを策定しているわけですが、こちらのほうで整備数の拡大などがございまして、保育量の見込みと確保方策が実態と乖離してきたというようなことがございました。

まず、この段階で中嶋委員からのご質問にもお答えしながらと思いますが、中嶋委員からのご質問の回答というペーパーのほうもちょっと見ていただきたいと存じます。今、私のほうで説明をいたしました「足立区子ども・子育て支援事業計画」、それから、「足立区待機児童解消アクション・プラン」というキーワードが出ているのですが、この関係がちょっとよくわからないというようなご質問をいただいておりますので、改めて、前提条件となる事項でございますので、ちょっと触れさせていただきたいと存じます。

足立区の子ども・子育て支援事業計画というのは、保育のニーズの量ですとか、その他のサービスの量について、7ブロックのニーズを満たすものとしてニーズ調査などを行いまして、そちらのほうを計画しているものでございますが、これを具体的に進める上でさらに区を13ブロックに分け、さらにその先には49メッシュの細かい地域割りを行いまして、「足立区待機児童解消アクション・プラ

ン」というのを策定しております。

この関係がよくわからないということだったのですが、ざっくり言いますと、「子ども・子育て支援 事業計画」は長期・中期的なもの、それから「アクション・プラン」のほうは今、毎年改定をしてお りまして、短期的なものというふうにご理解をいただきたいと思います。短期的なこのアクション・ プランについては、さらに細かく区分けをしてニーズ量を確認をしながら、実際の必要な保育量を出 しているという、そういった関係のものでございますので、まずちょっとこちらのほうを説明を挟ま せていただきました。その点を踏まえた上で、今回の見直しというところでお話をさせていただきま す。

見直しの方向でございますけれども、ニーズ調査を行っておりまして、そのニーズ調査というのが、少しページが飛んで大変恐縮ですが、報告事項の1番になります。中間見直しに伴うニーズ調査の実施結果というものになりまして、ページ数としましては20ページになります。20ページのほうをお開きいただきたいと思うんですが、ニーズ調査を行った結果でございますけれども、11月に就学前の児童と就学後の児童それぞれの対象の一定数を抽出いたしまして、郵送の形でさせていただいております。回収率は、双方少し就学前と就学後と差はございますけれども、50%程度の回収率を得ているところでございます。

このニーズ調査の概要でございますけれども、次のページの21ページのA3バージョンをお開きいただきたいと思います。このニーズ調査でわかったことですが、左、中央、右と3つのパートに分かれておりますが、左と中央のものについては就学前のお子さんに関してのことでございます。まず、母親の就労状況というのが、フルタイム、パート・アルバイトを総合しまして61.7%あるというところがわかりました。さらに、フルタイムで就労している方の割合が、25年の調査に比べましてかなりふえているという状況がわかります。具体的には27.9%から39.3%に上がっているというところがわかっております。それから、その下になりますが、パート・アルバイトの方も一定数、20%程度いらっしゃいますけれども、フルタイムへの変更希望はそれほどなく、また、子育てや家事に専念したいというふうに考えている方も一定数いるというところがわかっております。

それから、真ん中の部分でございますが、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況というところを見ていただくと、そういった教育的保育の事業をご利用になっている方が、25年の調査60.8%から、29年度は68.7%に変化をしております。また、どのような施設、事業をお使いになっているかというところで見ますと、私立幼稚園と認可保育園が2つ大きく利用する事業として数がございますけれども、中身を見ますと、25年と29年では、かつては私立幼稚園が多かった状況が、認可保育園が多いという状況に逆転しているということがわかりました。

それから、右側のパーツでございますが、こちらは就学後児童の調査結果でございまして、就学後の児童の過ごし方としては、自宅にいらしたり習い事をしている方が多いという傾向がわかるのと、お仕事をされている保護者の方は放課後子ども教室、学童保育をお子さま方が利用しているという状況がわかっております。

概要としては、ニーズ調査は以上でございますが、このニーズ調査、特に未就学の部分を活用しまして、保育の量の見込みと確保方策の算出をしてきたところでございます。ページのほうは1ページのほうにお戻りくださいませ。こちらで調査した数を活用しまして、内閣府のほうで定めております「『量の見込み』の算出等のための手引き」に沿いまして、実際のニーズ量のほうを算出してまいりました。そして、こちらの数値につきましては、確保方策の算出として、先ほどご説明もいたしましたが、アクション・プランのほうでさらに定めて供給量の数値としております。

具体的な保育の量の見込みと確保方法の見直し結果でございますが、2ページの中ほどになりますけれども、こちらのほうは、2018年、平成30年度につきましては3号、1・2歳のところがマイナス77、それから、3号、0歳のところにつきましてはマイナス134という状況で、まだ不足の状態というふうに見てとれますが、2019年、2020年というところでは、おおむねこれを解消できるというような予測でございます。

具体的な各地域ごと、ブロックごとの結果につきましては、別冊で「中間見直し」という冊子のほうを皆様方に事前にお配りしておりますけれども、そちらのほうにもう少し詳しい内容というのは記載をさせていただいているところでございます。

私のほうからは以上ご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

橋本部会長

本件に関しまして、ご意見など、またこの後出てくるものともちょっと絡んだ話になると思うので、この時点で数値に不備がある、もしくは不明な点があるとか、ここがわからないといったような事実確認のご質問があれば一旦ここで受けたいと思いますが、数字のほう特に問題はなさそうでしょうか。よろしゅうございますか。

では、ご意見に関しましては、後ほどこの後に続く報告とあわせてご意見を伺わせていただきます。 では、続きまして、1回飛びまして、報告事項4、待機児童解消アクション・プランの改定につい てで、こちらのほうは待機児ゼロ対策担当課長のほうからお願いします。

臺待機児ゼロ対策担当課長

待機児ゼロ対策担当から、ご説明をさせていただきます。

協議会の報告資料の28ページをごらんください。

件名につきましては、「足立区待機児童解消アクション・プランの改定について」になります。

所管部課名につきましては、待機児ゼロ対策担当課になります。

報告内容になりますけれども、平成30年2月に、今、子ども政策課長より説明がありました保育 ニーズ調査の結果などを踏まえた形で、足立区待機児童解消アクション・プランの改定版を作成いた しましたので、その報告になります。

別途に添付しております報告事項A - 1 というのが概要版になりまして、報告事項A - 2 が本編という形になっています。

それでは、報告資料のほうでその概要についてご説明させていただきます。

初めに、1の保育ニーズ調査結果になりますけれども、昨年の11月に保育ニーズ調査を実施させていただき、その結果の報告になります。昨年の8月に策定しましたアクション・プランの整備計画について過不足がないかということの検証を行いました。その結果になりますけれども、待機児ゼロを目標にしています2020年4月時点で、全ての年齢区分におきまして定員見込みが保育ニーズ量を上回る見込みとなっております。

また、2020年4月時点の保育需要率につきましても、現時点での保育ニーズといたしましては 約45%となっておりまして、現計画であります50%を目標とした整備計画内の見込みとなってい る結果となっております。

次に、2の施設整備方針の変更になりますが、待機児童解消を考える上で、大規模開発などの局所 的な保育ニーズに対応するため、ある程度の定員確保が必要と考えているところです。しかしながら、 今回のニーズ調査結果からは、めくっていただいて29ページになりますが、この表に示しているところですが、0歳児の余裕が9人しかなく、十分な定員確保ができていない結果となっております。 結果から、0歳児につきましてはまだ一定数のニーズがあることがわかりました。

この結果を受けまして、認可保育所の整備方針になりますけれども、8月の改定時には認可保育所の整備条件を、1歳児からの定員設定による募集としていたところですけれども、今回の保育ニーズ調査の結果から、今後の整備予定の認可保育所につきましても、0歳児からの定員設定に変更してまいります

次に、認証保育所の整備方針になりますけれども、認証保育所につきましては、公募に参加する事業者が不足ということもありまして、新規整備が困難となっている状況です。そのため、今回の改定で2018年度と2019年度に整備する計画の8園につきましては、地域を限定せず個別相談に応じて、公募の進捗や保育需要の状況に合わせて柔軟に活用できるように整備してまいります。

次に、30ページのほうに移りますけれども、3の整備地域の決定となります。8月の改定版で未定とさせていただいてました認可保育所の2019年度整備分の15園につきまして、入所申込み状況や地域別の人口動態、また、大規模開発によるまちの変化の状況など、あと通勤動線なども踏まえて、表に示させていただきますように、記載のブロックごとに1園から2園の整備計画を決定したところです。認証保育所につきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、地域を指定せずに随時整備を行う形とさせていただきました。

4つ目になりますけれども、施設整備以外の新たな取り組みになります。こちらのほうは3点ほどありまして、1つ目が企業主導型保育事業への支援といたしまして、区独自の条件を満たした施設に対して、保育従事職員の処遇を改善する保育士等のキャリアアップ補助を実施してまいります。

2つ目ですが、定期利用保育事業の実施になります。2018年度は5施設で実施する予定でございます。

3つ目、次のページになりますけれども、幼稚園の預かり保育の充実を図ってまいるところでございます。幼稚園での長時間預かり保育の受入枠の拡大や、実質負担額が認可保育所の保育料より高額となっている所得階層の第1子を対象に、区が負担する負担軽減費の増額を行ってまいります。

以上が、今回改正させていただきましたアクション・プランの概要になります。

今後の方針になりますけれども、4月の保育需要の状況や公募の進捗状況を踏まえて、今後の整備 計画の見直しを含めた分析・検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

私からの報告は以上になります。

橋本部会長

ありがとうございました。

この報告事項に関しまして、現時点で数字であるとか内容などの不明な点であるとか、確認のご質問があればここで受けたいと思います。ご意見に関しましては、後ほど、先ほどの1とあわせて受けたいと思いますが、数字に関しては大丈夫そうでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、最後に審議・調査事項のもとに戻って(2)と(3)の、特定教育・保育施設の利用定員の確認及び特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認のほうにつきまして、こちらは子ども施設整備課長のほうからご説明をお願いいたします。

田巻子ども施設整備課長

子ども施設整備課長、田巻でございます。よろしくお願いいたします。

本編資料の3ページになります。こちらは「特定教育・保育施設の利用定員の確認について」という件名でございます。

特定教育・保育施設というのはいわゆる認可保育所のことなんですけれども、こちらにつきましては、利用定員を定める際には、この囲みの中にあるとおり、子ども・子育て支援法第31条の規定によりまして、「子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない」ということが定められております。足立区におきましては、この足立区地域保健福祉推進協議会の子ども支援専門部会がその役割に当たるということになっておりますので、この場をおかりしてご意見を賜りたいという趣旨でございます。

先ほどニーズ調査の結果が報告されておりましたけれども、これを踏まえまして、今年度4月、ことしの4月にオープンする認可保育所の利用定員を定めるということと、そのときの過不足はどうなのかということを、後ほどご説明させていただきます。下にエリアが書いてございますけれども、先ほども7ブロックという話がありましたが、この表記のとのおりのエリア分けをしているという状況でございます。

次のページをめくっていただきますと、A3で「保育施設の基準比較表」というのがございまして、 左のほうから認可保育所とはこういう基準の施設だと。また、小規模保育園についてはA型、B型と いうものがあるということになります。本日は、この左の認可保育所と、次の議題のところでは小規 模保育のところを見ていただくということになります。

次のページをめくっていただきます。5ページになりますが、審議・調査事項2 - 1というページになります。こちらは1ブロック(千住地域)の状況になります。先に3番の開所施設概要というところをお目通しいただきたいんですけれども、千住地域につきましてはこの2カ所、キッズガーデン足立柳原、そして、たんぽぽ保育所北千住園というところが開所するということになります。キッズガーデンのほうは民設民営による新規の開設、たんぽぽ保育所北千住園につきましては認証保育所を認可化するということになります。

上の表に戻りまして、ことしの3月31日時点の過不足が記載、244人というところからの記載の状況なんですけれども、この4月にキッズガーデン足立柳原と、たんぽぽ保育所北千住園が開所すると、下の平成30年4月1日の過不足というところにその過不足の数字が入っております。182人、104人、18人という、各年齢別のマイナスというような状況になってございます。

なお、補足させていただきますと、3番の(1)キッズガーデン足立柳原というところは、人数を見てちょっと不審に感じられるところがあるかと思います。0歳児6人、1歳児10人というところから始まりまして、4歳児5人、5歳児5人というところで定員が少なくなっておりますけれども、こちらにつきましては、当初、最初は4・5歳児というのはどうしても空きが出る傾向にございますので、1部屋を一旦閉じた形にして認可定員を絞っております。その空いた1部屋を使って定期利用保育と一時保育を月極めで預かるような仕組みなんですけれども、そちらのほうに活用させていただきまして、待機児解消につなげているという状況でございます。

次のページになります。こちらは4ブロックの状況です。こちらにつきましては、3番の(1)から、にじいろ保育園綾瀬、そして、ビーフェア東和親水保育園、次のページ、3番、ナーサリースクールいずみ大谷田保育園という3施設の開所になります。1番、2番につきましては新設ということなんですが、3番の大谷田の施設につきましては、区立大谷田第二保育園を民営化するというものでございます。

表に戻っていただきますと、やはりこちらにつきましても、30年3月と4月で比較してもまだ、 定員はふやすんですが、各年齢層ともマイナスの状況になっているということでございます。

8ページになります。こちらにつきましては、3番のところ、合計 5施設の開所になっております。 足立梅島雲母保育園、たんぽぽ保育所第二六町園、こちらの2施設につきましては、先ほど同様、定 期利用保育を行いますので、4・5歳の定員が絞った状況にあるということです。

- (3)番、野のはな保育園、こちらにつきましては、今、認証保育所が梅の実というところがあるんですけれども、ここが西加平のほうに移転をした形で認可保育園としてオープンするという施設でございます。
- (4)番、六町駅前保育園につきましても、こちらは近くにあるところに移転をする形で認可化するということになります。
- (5)番、聖華こうどう保育園、こちらにつきましては、区立の弘道保育園を民営化するということになります。

また表に戻っていただきますと、247、210、78というマイナスが大幅に改善はしているんですけれども、3~5歳児を除くとまだまだ不足はしているという状況になってございます。

次のページになります。 10ページ、こちらは第6ブロックの状況になります。こちらにつきましては2つの施設、バンビ保育園梅島園とエーワン梅島保育園ということになりますが、バンビ保育園は新規ですけれども、エーワン梅島保育園につきましては、梅島駅前にある認証保育所が移転をして、認可化するという形になります。過不足の状況につきましては、表のとおり大分余裕が出た形になっています。 30年4月の段階で、特に3号保育、1・2歳児のところは169の余剰があるように見られるんですけれども、実は近隣のブロックとの流入・流出がある関係で、ここにつきましては今現在でも既にマイナスの状況になっておりますが、実態としてはここまでの余裕は出ないというふうに見込んでおります。

11ページになります。こちらについては7ブロックですね。こちらにつきましては、にじい3保育園江北というところ、次のページ12ページですけれども、キッズガーデン足立扇、アスク西新井保育園、アスク舎人保育園、足立このみ保育園ということになりますが、上から4つまでは新規の開設で、最後、足立このみ保育園につきましては、区立沼田保育園を民営化するというものになってございます。11ページに戻りますと、こちらにつきましても、特に3~5歳児が167の余剰ということで、数字としては大きくなっております。その他につきましては、まだまだマイナスということになっておりますけれども、7ブロックは非常に幅が広いエリアになっておりますので、そこにつきましても、流出・流入があるというふうには見込んでおります。

以上が(2)の議案の説明ということです。

続きまして、13ページ、(3)の審議事項になります。特定地域型保育事業の認可及び利用定員の確認についてということになります。こちらにつきましても同様なんですけれども、対象が特定地域型保育事業ということで、今回3施設、小規模保育が開設しますので、そちらの状況をご説明いたします。

14ページ、3ブロックのところ、こちら、新田あすか保育園というところが開設します。こちらにつきましては、新田一丁目に319戸の大型マンションが竣工したんですけれども、こちらは足立区の環境整備基準に基づく新規開設と書いてありますけれども、事業者の自主的な協力といいますか、試みで小規模保育をつくってもらったということになります。右のところに足立区が定める認可基準との適合状況を示しておりますけれども、いずれにつきましても適合しているという状況になってご

ざいます。

30年4月の過不足につきましては、ごらんのとおりどの年齢層も余裕はあるというような状況ではございますけれども、先ほど申し上げた319戸のマンションがこれから入居が進んでいく中で、また先々保育の需要が生まれていくだろうというふうには見込んでおります。

次、16ページ、こちらは5ブロックの状況になります。こちらにつきましては、六町のMIRA TZ六町保育園というところが開設、定員が19名ということになります。適合状況につきましては、 右の表のとおり全ての項目が適合しているという状況になります。

表の過不足のところにつきましては、先ほど申し上げましたので、ここでは省略させていただきます。

18ページ、6ブロックです。こちらも先ほど表につきましてはご説明したところのとおりなんですけれども、開所施設としては保育ルーム Ohana 西新井園というところです。こちらは、島根四丁目に80戸程度のマンションが竣工するんですけれども、その中で環境整備基準に基づいて設置される施設ということでございます。

認可基準との適合状況につきましては、19ページに記載のとおりになります。 説明は以上になります。

橋本部会長

ありがとうございました。

以上、報告のほう、それから説明のほうが終わりました。

ちょっと全体がややこしくなるので、もう一回確認をしておきたいと思います。時間経過からいくと、この4月からの問題は、審議事項の(2)と(3)が、現在こういう状態ですということをあらわしています。そして、これに基づいて近々どうするかという話が、実は報告事項4のほうのアクション・プランの話になります。そのアクション・プランのもとになる事業計画について見直しを行いましたというのが、審議・調査事項の(1)であり、そのもとになった調査の結果が報告事項の(1)だったという形になっています。時間経過と逆の報告をされてきたんで、ちょっと混乱される方がいるかもしれなかったので、一応確認をさせていただきました。

ここから先、ご意見をいただきたいと思いますが、混ぜるとちょっとややこしいことが起こりそうなので、むしろ時間経過的に言うと、この審議事項の(2)(3) この4月からの問題というのと、それからあと、今後の問題としての審議事項の(1)並びに報告事項の(1)と(4)を一旦分けさせていただきたいというふうに思います。さらに、全体のほうの話と、それから、先ほど来挙げられましたように、非常に地区ごとに大きい違いがございます。やっぱり千住、綾瀬の問題と他の問題と一緒にするわけにいかないところがありそうですので、まず全体としての部分と、それから、個別地域での問題というのも、これまたちょっと分けて議論をさせていただければというふうに思います。

ということで、差し支えなければ、まず(2)(3)の、この4月1日からのほうの問題の部分に つきまして、もし改めて数字の確認もしくご意見がありましたらば賜りたいと思いますが、各委員の ほうからご意見がありましたらば、よろしくお願いいたします。

全体的に言える感じといたしましては、まず地域差が大きいねという問題、特に新築のマンションとか急速に需要がふえているところで、依然、キャパシティをふやしてはいるけれども、追いつかないという問題が起こっていそうだということが1つ。

それからあと、人数的には少ないけれども、需要が見込みにくいのが実は0歳児のところで、ここ

は面倒を見てくれると思えば働きたいと思ってらっしゃるお母さんがいらっしゃいそうだと。これは中間見直しのほうのニーズ調査で見ても、平成25年のときと29年のときとでお母さんの就労希望がかなりパーセントとしてはふえている。フルタイムも結構ふえているということから、特に将来見込みの部分のところについては今のお母さんたちの利用ご意向なので、もしかしたら、2年たってオリンピックで景気が上がっているか下がっているかで、お母さんたちの就労意向はさらにふえるかもしれないし、減るかもしれない。そこら辺、非常に、どうしても不確定の要素を含みながらの議論を将来のほうはしていただく。

したがいまして、ちょっと将来のほうの話は一旦置かせておいていただいて、とりあえず今起こっている4月1日からの問題のことについて、ご意見があれば伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

いつもだとここで多分、古庄先生が発言していらっしゃるんですけれども、きょうはご欠席なもので、よろしければユーザー側のほうからもしご意見があれば、もしくは供給側のほうからでも結構でございますが、いかがでございましょうか。

じゃ、よろしくお願いいたします。

川下委員

民間保育園連合会の川下です。

先ほど新規開設園のほうの4歳、5歳の利用定員を絞って一時保育ということの説明がありました。多分、私が感じるのは一時保育というのは低年齢児をきっと対象に考えていらっしゃるんだろうなというふうに思うんですね。そうすると、例えば梅島の雲母さん、たまたま今出ているのが9ページなもんですから、ここが4歳、5歳児が4人、4人のところを、本来定員は13人、13人を4人、4人にして、1部屋空けてということの説明があったんですが、加員の保育士さんは多分1人しかならないのかなという気がするんですが、1部屋空けて、保育士さんは、例えば1歳児ですと、もう少し保育士さんがいないと受けられないのかなというふうに思うんですが、その辺の一時保育の利用定員と保育士さんの供給の絡みというのは、設置者のほうは何か言っていらっしゃるんでしょうかね。一時保育でも最低基準は守らなければいけないわけですよね。

橋本部会長

これは施設整備課のほうからお願いします。

田巻子ども施設整備課長

利用者からの保育料と、あと補助金という形で経費は賄われるんですけれども、常勤と、あとは非常勤並みの人を雇えるぐらいの経費は見込んでおります。それで、基準は当然満たしていただくということです。

川下委員

じゃ、非常勤対応ということになるんですね。

橋本部会長

常勤と非常勤。

川下委員

一時保育の事業としては1年しかできないですよね。2年目は認可定員に入れてしまうので、非常 勤対応なさるという。はい、ありがとうございます。

橋本部会長

ほかいかがでございますでしょうか。ユーザー側から、もしくは供給側から、もくしはそれ以外の 第三の委員の方からもご意見をいただければと思いますが。

では、中嶋さん。

中嶋委員

今の一時保育は定数はどのくらいになるんでしょうか。

田巻子ども施設整備課長

これは事業者によって自主的に定めていただいているんですけれども、大体5人から多いところは10人という設定でいっています。トータルで言いますと、5施設で37名の枠、今年度設けております。

橋本部会長

中嶋先生、よろしいでしょうか。

ほかに、事実確認以外でも、ご意見もしくは疑問点などについてもし質問がございましたら、お願 いいたします。

では、4月1日のことにつきましては、またこの後、議論が未来の話になるとさらにまた戻って出てくると思いますので、続きまして、では、先ほどの審議事項の(1)、それから報告事項の(1)並びに(4)、アクション・プランのほうと事業計画の見直しのことにつきまして、さらにご質問もしくはご意見がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、地域別はとりあえず置いておいて、全体としての問題についてまずご意見がいただければありがたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

じゃ、川下先生。

川下委員

すみません、2ページのところなんですが、4番、「保育」の量の見込みと確保方策の見直し結果についてということで、2019年度には需要が足りていると。また、2020年度には相当数の定員が余裕が出てきているというふうに見てとれるんですが、例えばそこの下のところの米印にあるように、「『1歳になるまで育児休業を取得する』と回答があった児童を保育ニーズから除外する等の補正を行い」というふうになっているんですが、例えば2019年度に本当に1歳になったら入れるんだというふうに利用者の方が思って0歳児の申込みをしないということが考えられるのかどうなのか、やはり定員が空いているところになると、やっぱり0歳児じゃ入れないとという旧来の考えがそのまま来てしまうのがというところがまず1点です。

それとあと、2020年度以降間違いなく量の見込みのほうは減っていますので、定員がこのまま

だとしても年々空き状況は大きくなってくるというふうに思うんですね。そうすると、例えばもう待機児がいなくなったということで定員変更を施設側がすることになるのか、本当はすぐ来年あたりの話にもなると思っていた、その地域別に考えるとですね。定員変更するのか、それとも、区としては全体の中でやはり余裕を持ちたいので、利用定員の変更をしていこうというふうに考えているのか。また、どちらもせずに、保育所としては定員分の職員数を確保しなければいけないというふうになっていますので、当然、定員が欠けてしまえば収入が減ってしまって、職員の賃金等も支払いができなくなってしまうというふうに思うんですね。

ですから、定員変更を考えるのか。または、利用定員は多分区が判断できると思うんですが、利用 定員の変更でいこうと思ってらっしゃるのか、いや、やっぱりこのくらいの空きはずっと確保してお きたいのだというように考えてらっしゃるのか、その辺をお聞かせいただきたいなというふうに思い ます。

橋本部会長

そちらのほうの回答にいく前に、ちょっと話がややこしくなるので一旦これは政策課長のほうから 多分説明してもらうのがいいと思うんですけれども、実はこの 2 ページにある保育量の見込み計算なんですけれども、先ほど政策課長からもお話があったみたいに、これは国のほうが決めている基準でというか、やり方で機械的に計算しているんですが、実はその中身をよくよく見てみると、この数字をそのまま受け入れて話しするとややこしくなるという内容なので、まずこの保育ニーズ量の見込みをどう計算しているか、特に将来のところがちょっとあやしいので、どういうふうにやっているかを簡単に説明してもらえますか。できなければ、僕、この間もらった資料で説明しちゃいますけど。

事務局職員

お願いしてもいいですか。

橋本部会長

これ見ていて何か変だなと思ったので、どんな計算をやってるのと言ってちょっと資料を送ってもらったんですけれども、やり方はこうなっていまして。まず、この18年度のほうの計算は、区が持っている要するに0歳児から5歳児までのそれぞれの人口をまず持っておいて、それに今回やったニーズ調査のほうで保育の希望がある人というのの割合を出して、それを今の戸籍のほうから持っているそれぞれの年齢の人数に掛け合わせして、足し合わせるとこうなりますというふうになっています。これはそこそこ正確な数字が出る可能性が高いと思うんですけれども、問題は19年度と20年度のほうで、これは要するに18年度のときの0歳児が19年度のとき1歳になりますと。30年度のときの2歳の子は、そうすると19年度には3歳になりますとやって人数を入れているので、流出入を考えてないです。さらに、19年度の0歳児は、そんなものわかるわけありませんので、多分これくらい生まれるだろうという数字に掛け合わせてるというのがまず1つ。つまり、人口のところが流出入も考えてないし、特に生まれる0歳児に関しては見込みでやっているので、もしかしたらばこんなふうに景気がいいんだったら産もうといってをっとふえるかもしれないし、逆に景気がしぼんだりして、こんなときに産んだら大変だといって産まなくなるかもしれないし、結構ここが揺れると。

あともう一つは、先ほどちらっと申し上げたように、17年度の調査に基づいた利用意向に基づいていますので、預けられるとわかったら、じゃ働こうというお母さんがもっと出てくる可能性がある

と。そういった意味では、利用意向に関しては若干過小評価気味の数字を入れているので、恐らくこの量の見込みは過剰よりは過少推計側に傾きやすい数字だというふうに読んでいただくのが多分いい と思います。

したがって、この過不足で、特に2020年度で3・5歳児が相当余るみたいになっているんですけれども、こんなに余るとはとても考えられない。特に3~5の0歳児に関しては205人で余裕が出ているように見えていますけれども、ひとたび「足立だと0歳児も預かってくれるのね」とわかった途端に、この205人はあっと言う間に赤字転落する可能性を十分含んでいる幅だというぐらいで見といていただいたほうが多分安全ですよと。ただ、それぐらいすごく揺れる数字なので、だけどもこの数字に基づいて、今、川下先生がおっしゃったみたいに、経営者側のほうは人件費のことを考えなきゃいけないのでちょっとややこしい話になっているというのを、まず前提として考える時間を与えておきましたので、では、先ほどの川下委員のご意見に、これはどなたがお答えいただけるかしら。では、政策課長。

松野子ども政策課長

子ども政策課長です。部会長、ありがとうございました。

ここら辺については、まだ区のほうで実際の議論というのはしておりませんけれども、まず以下の 私立保育園等々の経営をなるだけ圧迫しないようにというような方針で考えるということは大きくあ ると思います。

また、定員の変更というのはそんなに、認可のところで考えれば安易にするべきではないというところがございますので、大きく数字がどちらに振れるかというのがきっちりとまだ見えない中では、まず定員を変更するということは考えにくい。まずはやはり利用の定員のところで調整していくべきだろう。それから、公立の保育園のところでの特に調整というのが中心になっていくだろうというふうに考えますので、まずそういった事態が、もう減少傾向で、定員全体を本格的に見直さねばならぬというような状況になる方向性が見えたときに、また改めて私立保育園等々の皆さんとご協議をさせていただくと思いますが、当面はまず定員は認可上の定員を大きく変えることはない。あと、利用の部分でも、私立の皆さん非常に大胆にボリュームを、かなりのボリュームを持っていただいておりますので、そのあたりにできるだけご迷惑がかからないように、段階的に考えていきたいというふうに思います。

橋本部会長

川下さん、つけ足しがあればどうぞ。

川下委員

13ブロックという細かいブロックで待機児アクション・プランをつくっていただけていますので、 その利用定員の柔軟性というところも、区全体ということではなくて、それぞれのブロックの小さな ところで判断ができるようなことをやっていただけるとありがたいというふうに思います。

松野子ども政策課長

子ども政策課長です。

先ほど、どのようにどちらに振れるかというところがまだ未知数というところもありましたが、こ

れがさらに時間が経過しますと、地域ごとの振れ幅が大きいところと、そうでない安定稼働になるところとあるふうに出てくる、差が出てくると考えておりますので、当然地域ごとに見ていく必要があると考えています。

橋本部会長

ありがとうございました。

今、地域の話も出てまいりましたので、ここから地域ブロックごとに気になるところについてもご 質問もしくはご意見を承っていきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。特に今のご意 見ありました、例えばご指摘ありましたとおり、千住と綾瀬かいわいの話とそれ以外のもうちょっと 安定したところとの話を一緒くたにするのは、なかなか難しいところが確かにあるというところはご ざいます。

特に特別部会員の委員の方々を中心に、ご自分のブロックでは実はこんなことが起こっているみたいなご意見があれば、むしろ出していただければありがたいと思います。いかがでございますでしょう。ユーザー側だけでなく、供給側のほうもぜひご意見いただければと思います。

逆に区のほうからで、もし何かつけ足しで、これは実はこういうことを考えていますとか、こういうことも実は工夫していますとか、つけ足しでもし何か情報共有できるものがあれば、それも受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

臺待機児ゼロ対策担当課長

待機児ゼロ対策担当課長から今の件でお話しさせていただきます。

この概要書の中に施設整備マップというのがついております。この中で、2017年度、2018年度、これから2019年度という形での整備していく施設の形をあらわしているところです。去年の段階で綾瀬はやはり待機児童が多かったという部分がありまして、やはり見ていただきますと、この6ブロックになりますけれども、こちらのほうに施設をちょっと集中させる形でつくっていると。やはり千住もこれからも人口等も需要も多くなってきますので、こちらのほうは今後2個つくっていくというような計画で、今アクション・プランのほうを策定しているところでございます。

橋本部会長

ありがとうございます。

区のほうでもそういう地域特性を考えたアクション・プランのほうを取り入れてらっしゃるという ことでございます。

千ヶ崎子ども施設入園課長

すみません、子ども施設入園課長から。

橋本部会長

はい、どうぞ。

千ヶ崎子ども施設入園課長

ことしの入所の状況、入所の利用調整の状況の数字だけちょっと、きょう資料をご用意してないん

ですけれども、口頭で申しわけないんですが、ちょっと報告させていただきます。

まず、今度の4月の入所の一次の内定の数というのが全体で3,283、それに対して不承諾、入れなかったというお子さんの数が1,254でございました。これは1回目の利用調整の数です。昨年の数で言いますと、一次の内定者数が2,951で、一次の不承諾数が1,573。つまり、内定の数が2,951から3,283にふえた。それから、一次の不承諾の数が1,573から1,254に減った。現状、こういう状況になっています。

一応報告までです。

橋本部会長

ありがとうございます。

ご意見が特にないようでしたら、つけ足しで。先ほど中嶋委員からの事前質問に対する回答で、1 枚目のところのアクション・プランと新事業計画の関係をお話しいただけたけれども、2番目のニー ズ調査についての分布の話はたしか先ほど報告されてないので、これをちょっとお願いします。

松野子ども政策課長

申しわけございません。政策課長です。

ニーズ調査を行ったときに、やはり今回も皆様お気づきかと思いますが、0、それから、1、2歳、それから、3、4、5と、状況がちょっと違うのかなというところは皆様もお気づきかと思いますが、そのあたりも調査をかけた年齢分布、あるいは地区についても部会長からお話がありましたが、中身はどうなっているのかというところも気になるかと思いますし、中嶋様からもご質問ございましたので、お配りしました2ページのほうがその資料となっております。

就学前の0歳から5歳までの方の地域分布のほうが上に記載されておりますけれども、人口の部分もあるので、こちらのほうはやはり人口が多いところは多目に出ているかなというふうに思いますけれども、1地区から13地区のところで表現をさせていただいております。どうしても人数が少ないところは低いパーセンテージで出ている傾向があるかと思います。それから、年齢については比較的バランスよく29年、25年に比べてもよくとれたのかなというふうに考えております。

また、就学後のお子さまにつきましても、地区としては同様の傾向かと思いますが、特に年齢の分布のところで言えば平均的にそれぞれの学年のお子さまの数値がとれているというふうに考えられます。

橋本部会長

ありがとうございます。

それでは、まだご意見、もしかしたら出てくるかもしれませんが、一旦ここで閉じさせていただき ます。まだご意見出そうかな。

じゃ、一旦ちょっと閉じさせていただいて、一回、報告事項のほうに戻らせていただければと思います。報告事項(2)東部地域病院における病児保育室開設に向けた検討状況について、こちらも子ども政策課長から報告をお願いします。

松野子ども政策課長

子ども政策課長です。

ページとしましては22ページになります。そちらのほうをお開きください。東部地域病院における病児保育室開設に向けた検討状況について、ご報告をさせていただきます。

こちらは、東部地域病院そのものは葛飾区のほうにございますけれども、ちょうど足立区との境のところにある病院でございます。こちらのほうで31年2月に病児保育室を開設するということで、今、東京都、それから葛飾区と協議を進めているところでございます。東部地域病院の病院とは別棟になりますが、院内保育のために設置していた小さい建物がございまして、そちらのほうが実際には使われていないという状況もあったので、改修して病児保育とするということで話を進めております。葛飾区にございますので、葛飾区と東京都の東部地域病院のほうでの契約を結んでいただいて、葛飾区と足立区が協定をするというようなスキームになります。これまで足立区には病児保育が現在のところございませんので、これを設置することによって一定のご利用があるというふうに見込んでおります。

施設の概要というところになりますが、病後児というのは区内に2カ所ございますが、今回病児ということで、保育所等で預かることができない病気中の、まさにお熱があるとかというような状況のお子さまをお預かりするというものでございます。利用定員は8名で、足立区と葛飾区と4名ずつ、月曜から金曜までで、8時半から6時まで。それから、対象のお子さまですが、6カ月児から小学校3年生までということで、1日の利用料2,000円ということで、食べ物等はご持参をいただくというようなスキームで今調整を進めているところでございます。引き続き調整をして、2月には開設ができるように進めてまいりたいと思います。

これに関連しまして、中嶋委員のほうからご質問がございましたので、それもあわせて紹介させていただきます。中嶋委員からのご質問に関する回答についてのペーパーの3ページ目になりますが、こちらはのほうでは、かつて病児保育室があったが、それが閉園したというようなことの情報について、理由と経費、それから、今の病後児保育の利用状況ということでご質問がございましたので、こちらのほうで記載をさせていただいております。

かつて保木間地域において、平成14年から何年間運営されていたか明確に確認がとれなかったので、このような記載になっておりますが、当時は利用者が少なかったので閉室となったということでございます。

それから、病後児の利用状況というのは、平成28年度の状況はこの記載のとおり、「あやせ」と、「きらきら」というのは西新井のほうになりますけれども、このような実績になっております。 私からは以上でございます。

橋本部会長

ありがとうございました。

中嶋委員のほうから、今の回答を受けて何かもし追加ご質問等はございますか。

中嶋委員

お子さんをお預かりしていると、その病気のときに保護者のお迎えを依頼して、家庭で見なきゃいけない。その保護者がお仕事がどうしても休めないという状況はたやすく想像はできるのですが、以前、保木間にあった病児保育室のお話を聞いたときも、今の私が心配することも、多分当時の預けなかった保護者にとって、本人の具合が悪いときに知らない場所の知らない保育士さんに預けるということは、子どもにとってストレスが二重三重になるんじゃないかなというふうにすごく心配するんで

すね。

なので、もしも可能であれば、例えば東部病院に病児保育室を設けたとしても、舎人に住んでいる 保護者が東部病院まで車で子どもを連れていって、車をそこにとめて勤務先まで行けるかといったら、 結局行けないというか、地域偏在というところからどうしても、せっかくつくった制度が使いにくい ものになるとするならば、病児保育の手だてを訪問型に考え方を変えて、例えば主治医の指導のもと にナースのヘルパーさんの訪問を受けて、自宅で子どもが療養できるというような形になれないかな というふうに思ったものですから、この質問をしました。

橋本部会長

ありがとうございます。

政策課長。

松野子ども政策課長

子ども政策課長です。

実は訪問型は既にやっておりまして、それをご利用になっている方は一定数いらっしゃるというところでございます。ですので、サービスの幅を広げていくというところでは、訪問型はなかなか日本社会になじまないというようなこともありまして、ご自宅に来てもらうのを拒否される傾向、そういうのは余り好ましくないと思っていらっしゃる保護者の方もいらしたりとか、やっぱりいろんな考え方がありまして、サービス自体は多様であってもいいのかなというのを私どもは考えております。

ただ、一方で、委員ご指摘のように、病気のお子さまをなれないところで、なれないというか、子どもが見知らぬ人がお預かりするというのは、また子どもにとってもこれもストレスだとは思いますが、いろいろなケースが考えられるので、多様性を持っていきたいなというところでは、我々としてはこのサービスは1つはご用意しておくべきかなと思います。足立区は広いので、確かに舎人から連れていらっしゃるというのは非常に保護者の方にもお子さまにもストレスがかかることかなと思いますので、地域によっては訪問型のほうをお使いいただき、また、この施設型というのも初めてでございますので、我々としてもどのような方がどのエリアまでご利用になっているのかというのを検証しながら、ほかにも必要なのか、1カ所でいいのか、そういったことを見極めていきたいなというふうに考えております。

橋本部会長

中嶋委員、どうぞ。

中嶋委員

病児保育の訪問型はやってらっしゃるんですか。

橋本部会長

じゃ、家庭支援課長。

高橋こども家庭支援課長

家庭支援課のほうで......

橋本部会長

ちょっとマイクが遠いみたいだから、近づけてください。

高橋こども家庭支援課長

対象者が病児のお子さんなんですが、訪問しているのはベビーシッター協会に加入しているベビーシッター事業者さん、そこに利用者さんが直接申し込んで、そこの協会のほうがベビーシッターさんを派遣するというような形になっています。区のほうはそれに対して、年間上限4万円までの補助金を出すというような形での支援をしているものでございます。

橋本部会長

ありがとうございます。

非常に、子どもの立場から考えると、それから親の事情を考えるような多様なサービスが必要ということになろうと思いますけれども、でも、一番は病児休暇がとれるようにすればいいんだよね、基本は。ということで、厚生省の労働局にもう少し頑張ってもらいたいなというふうに思います。

それでは、続きまして、報告事項の(3)足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申について、こちらは施設入園課長のほうから。

千ヶ崎子ども施設入園課長

では、子ども施設入園課長、千ヶ崎から説明させていただきます。

まず、件名なんですが、「足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申について」というものになります。

お手元の資料、報告事項3、23ページ、こちらのほうをごらんになってください。国のほうが実は幼児教育の無償化という方向性を打ち出しておりますのは皆様方ご存じのことかと思います。足立区においては、実は現状B・C階層、B階層というのは区民税が非課税の方、C階層というのは区民税が非理がある。

諮問の内容なんですが、事項についてはこちらに記載のとおりですね。 1 番、諮問事項に記載のとおりでございますが、この諮問を受けまして、全 3 回審議が行われました。ここでは、国の進める幼児教育の段階的無償化の状況、それを受けて区の現状はどうなっているのか、こういったことが審議されまして、報告資料の 2 5 ページ、こちらのような答申が出されました。

この答申の内容なんですが、教育・保育施設、地域型保育などにおいて、区民税が非課税である B 階層、区民税所得割非課税となる C 階層について、保育料の無償化または保育料無償化相当の措置を 講ずるべきという答申をいただきました。国のほうでは低所得者世帯の無償化というのも方向性を出しております。時期で言いますと、31年4月から一部をスタート、32年の4月から全面的に実施するというふうなスキームと聞いております。こういったことを受けまして、区の方向性は国の出している方向性と一致しているという内容となっております。

また、各委員からさまざまな意見が出されまして、これにつきましては、次の26ページに記載さ

れております。これを全く同じものを項目ごとに整理したものが、さらに次の27ページ、こちらの ほうにこういったご意見をいただきましたということで、この答申の中ではこういったご意見も含め ての答申内容となっております。

今後につきましては、この答申を受けて30年4月、今度の4月からの実施に向けて、現在第1回 区議会定例会で条例改正案を提出させていただきまして、また、条例改正と合わせた規定の整備の準 備を進めているところでございます。

以上です。

橋本部会長

ありがとうございました。

本件につきまして、何かご意見もしくはご質問点がありましたらば、よろしくお願いいたします。 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(5)「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクション・プランの改定について、同じくこれは6番の24の指標も関連事項ですので、あわせて子どもの貧困対策担当課長のほうからお願いします。

岩松子どもの貧困対策担当課長

子どもの貧困対策担当課長でございます。

ページ32ページをお開きください。「未来へつなぐあだちプロジェクト」の年次別アクション・プランの改定ということで、お手元に冊子、この報告書5-1というものをお配りしておりまして、こちらの内容を32ページにコンパクトにまとめたものになっております。予算的なもの、人件費や総事業費、かなり大きな金額になっておりますが、この中身としましては、子どもの貧困対策は経済的なものだけではないということで、教育ですとか、子どもですとか、健康の分野、さまざまな事業を取りまとめております。特に子どもの貧困対策のために新しい事業を打ったというよりは、これまである事業が子どもの貧困対策にもなるというような視点で集めたものでございます。その中で毎年改定を行っておりまして、例えばいろいろな実態調査などから貧困対策の必要性が見えてきたようなもの、こういったものを来年度の予算に反映させたものをまとめております。

32ページの2のところに主な新規・拡充事業とございますが、不登校対策ですとか発達支援、ひとり親の自立支援といったようなものがこの中に入っております。ただ、この子どもの貧困対策に含まれているものは、区役所でやっているいろいろな事業名に基づいてつくっているんですが、ここの中には入っていないものも実は今取り組みを進めているものがありまして、例えば足立区がこれまでやっている調査の中で、地域とのつながりの必要性ですとか、それから、子どもたちに多くの経験・体験を積ませる、積むことが大事だというような調査結果も出ておりまして、そういったものはこの中には出てきてはいないんですが、子どもたちに経験・体験、特に経験・体験が不足しがちな子どもたちに向けてさまざまな事業を今予定をしております。こういったものも含めまして、この背景ということでご案内をさせていただいております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして33ページ、24の指標のところでございますけれども、先ほど子どもの貧困対策は経済的なものだけではないというふうに申し上げましたが、そのためにさまざまな分野から24の指標を設けております。健康面、むし歯の状況ですとか、それから学力の状況ですとか、基礎学力がしっかり身についているかとか、それから自己肯定感の部分ですとか、

さまざまな指標を設けておりまして、その数値が新しい数字が出てまいりましたので、今回ご報告をするものです。この33ページ、34ページにお載せしているものはその中の抜粋版で、これまで長く数字をとってきたものを主に載せております。

1番の(1)ですと、基礎学力がどの程度身についているのか、そういった通過率、小、中とございます。

それから、(2)は、これは区内にある都立高校の中途退学の数でございます。減少傾向ですが、まだ23区の中では高い状況でございます。

3 4 ページのほうは、小学校、中学校の不登校者数をお載せしてございます。そちらも増加傾向に あるというのが、こちらをごらんいただきますとおわかりいただけるかと思います。

(4)については、歯科健診で未処置、むし歯をそのままにしている子どもの割合というのをお出 ししているんですが、こちらは足立区、それから、特別区の23区ともに減少傾向にございます。

最後に、(5)に就学援助率、学用品ですとか給食費を補助するような制度でございますけれども、 景気の動向もございまして、こちらも減少傾向にございます。

さらに詳しい数字でございますが、ページをおめくりいただいて、36ページ以降に24の数字がそれぞれ出ております。24の指標に対する数値、平成27、28、29と3年分お載せしております。ただ、この貧困対策を始めて新たに数字をとり始めたものも幾つかございますので、そちらはまだ3年間分データがそろっていないものでございます。

35ページに戻っていただきまして、本年度から集計を始めた指標というのがこの24の中にございます。全国学力調査の結果のうち就学援助、学用品ですとか給食費を補助している、そういったお子さんたちの平均正答率というものを今回初めて数字として出しております。昨年度も抽出で数字を出すことを試みたんですが、ちょっと取り出した数が少なくてきちんとした数字にならなかったので、本年度は地域バランスですとか、そういったものを教育委員会と調整しながら、小学校20校、中学校10校を抽出いたしまして、お載せしております。

こういった数字は、ただ単に数字だけをお出ししていくというよりは、子どもたちの状況がどう変わっているのかというのを見ながら、それによってどういうところに力を入れていくべきなのかというものを考えるための数字として使っていく予定でございます。詳しくは後ほどこの24の数字をごらんいただければと思います。

私からは以上です。

橋本部会長

以上報告に関しまして、何かご意見もしくは質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

私のほうもさっと拝見したんですけれども、年次で見るといずれもほぼ改善傾向にあるという点はプラスの点かなというふうに思いますが、特に学習の通過率のところ、特に要保護世帯における通過率などは、足立区全体で見ても、さらにあと全国なんかの値と見てみても、やはり要保護世帯で非常に低くなってしまっているというので、依然ギャップは存在すると。したがって、改善傾向にあるけれども、まだまだギャップがあることに対して、引き続き取り組み強化が求められているかなというふうな印象を、全体としては持たせていただきました。

ご意見、ご質問ございましたらば。よろしゅうございますか。

それでは、以上、全部、もとのものを含めて、審議事項の1、2、3、並びに報告事項の1から6 まで含めまして、先ほど伺えてなかったご質問もしくはご意見がありましたらば、ここで受けたいと 思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、あと3番の情報連絡事項のほうにつきましては、1、2、3、4という形でごらんいただいているという形になっておりますが、2番の認可保育所に対する子ども・子育て支援法第14条に基づく一般指導検査の実施結果につきましては、中嶋委員のほうから質問が出ておりますので、これに関してはどなたに。

お願いいたします。

小室子ども施設指導・支援担当課長

子ども施設指導・支援担当課長、小室でございます。よろしくお願いいたします。 中嶋委員のご質問ですけれども、認可保育所の指導検査の報告の中で......

橋本部会長

すみません、特に皆さん読んできているとは思うんですけれども、一応、実施結果そのものがどんなものだったかからちょっと言っていってください。

小室子ども施設指導・支援担当課長

では資料の44ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、区内の認可保育所に対しまして、子ども・子育て支援法の14条というものがありまして、市町村が認可保育所に対しての指導をするというような項目があります。それに基づいて一般指導検査というものを実施した結果でございます。

検査対象、今年度は6施設の指導検査を行いました。こちらは、東京都のほうが認可権限がある、 東京都のほうと合同検査ということで実施したものでございます。

検査結果は、この(1)(2)(3)とありますとおり、文書指摘、口頭指導、それから助言というような3つの分類になっております。重いものから順に、文書指摘、口頭指導というふうになっておりますけれども、文書指摘につきましてはここの5つの項目でございまして、施設名等もこちらの記載のとおりです。

ざくっと申しますと、一番上の保育の提供に係る計画の記録、これは指導計画でございますが、保 存期間が、5年保存のところが1年とか3年とかというような期間になっているものがございました。

それから、中嶋委員のご指摘にあると思うんですけれども、2番目の保育士が産前産後休暇及び育児休暇を取得したことの届出を行わず、かつ職員の配置がなかったというところで、こちらにつきましては、配置基準の職員数は満たして、実は配置基準外の加算の職員がおりましたので、職員数としましては満たされていたわけなんですけれども、配置基準として名簿に登録していた者が育児休暇に入ってしまったものですから、欠けてしまって、その届出がなかったので、加算分の保育士の補助を多くもらってしまったというようなところでございます。ですので、子どもの安全のところに関しては特に問題はなかったということです。

それから、人権擁護の規定がないですとか、研修を実施していない、それから、施設の見やすい場所に重要事項を掲示していなかったということで、重要事項というのは、施設の運営方針ですとか職員の職種、それから数、保育内容などを示すものでございます。そういったものの掲示がなかったということです。

それから、その下の有資格者2人以上の配置が必要な延長保育時間に、有資格者1人しか配置して

なかったというところでございますけれども、こちらのほうも、実際人数としては2人配置はされていたんですけれども、そのうちの1人が保育士資格がない者がいたということで、こちらは、実は恵・YOU保育園は認証保育所から認可化されたものでございまして、認証のところは実は保育士資格、1人でいいというようなことがありまして、そのまま継続していたということで、今回そこを指摘させていただいて、認可の基準にしてくださいと指導したところでございます。

主な口頭指導につきましては、2つ目の「区に報告すべき怪我についての報告を行ってこなかった」 というのは、後頭部のほうを4針縫ったりですとか、そういったことがありましたので、危ない頭部 の事故でございましたので、報告をしてくださいということです。

助言については幾つかありますけれども、例えば給食の提供のところについては、トイレの近くで食事をされているとか、そういったことがあったので、少し離れた場所で食事をしてほしいとか、それから、午睡のところでは、部屋の明るさが、顔の表情が確認できないということがありましたので、明るさに気をつけてください、そういったようなことを助言させていただいたところでございます。

こちらの状況の確認、それから検査結果につきましては、今月中にホームページのほうに公表した いというふうに考えております。

以上でございます。

橋本部会長

ありがとうございました。

本件に関しまして、中嶋委員のほうからもしも追加のコメントとかありましたら。

中嶋委員

特にないです。

橋本部会長

ありがとうございます。

これに関しましては、既に足立区として独自に子育て支援事業計画の一環として保育の質を上げるためのガイドラインというものをつくって、今後、保育園の保育の質について取り組みをということで、保育園側のほうともご協力いただきながら進めるということになっておりましたが、本件はそれ以前のもうちょっと基本の基本みたいなところで起こってしまった問題ということで、ちょっとこれに関しては指導していただいて、当該保育園のほうは早急に改善を図っていただくということを希望したいと思います。

あと、ほかに、他の情報連絡事項につきまして、ご意見等ございませんでしょうか。

じゃ、個人的な趣味で申しわけないんですけれども、4番の家庭的保育の給食提供の国の方向性についてのところなんですけれども、これまでも保育ママに特に問題になっていたのが、いわゆる調理をやってもらわなきゃならないということが非常に大きい壁になっていたというのについて、厚生労働省側が足立区の突き上げにやっと応えて少しだけ動いてくれたということになっておりますが、要はまず経過措置期間を5年だったところを延ばしてもらえたというところと、それからあと、これまで自分んちでつくるかもしくは連携施設、保育園とか同一法人じゃなきゃ駄目よというふうに言ってたのを、区が認めたものであれば、アレルギー対応ができる業者について、0~2歳児はいわゆるサービスを使ってもいいよというのが入ったという形になってございます。

ただ、実際にはこれはまだ0~2歳児で、3歳児以上はそんなに影響は受けないからいいと思うんですけれども、実はここにもう一個だけ条件がついていて、自宅で保育を提供している保育ママはこの新しい見直し後の適用になるんだけれども、アパートを借りるなどして自宅以外で保育を提供している保育ママは現行基準のままという、よくわからない基準をつくったんですけれども、これは何でなんですか。

千ヶ崎子ども施設入園課長

子ども施設入園課長から説明させていただきます。

詳しく話を伺ったわけではないんですが、これまで主張してきたのは自宅での調理の困難性、例えばそれは日常的に家族がいるだとか、例えば夏休みはお子さんがいる、そういった中で午前中いっぱい給食をつくらなければならないので台所を占有をしてしまう、そういった自宅の困難性というのは認めていただけた。ただ、それが外に出てしまえばそういったものはないですよねということだと思われます。詳しくそこを説明を受けているわけではないのであれなんですけれども、そういったことだと思われます。

小室子ども施設指導・支援担当課長

補足させていただきますけれども、多分この自宅外のところ、保育ママというのを国が想定していたのは、ここも見ていただくとわかりますけれども、連携施設だとか同一法人というふうに言っています。ですので、法人がやる家庭的保育に対してだったので、そこは当然、連携施設からもできるでしょうという、多分、制度設計だったと思います。そのことは、私も厚労省にそうですよねと言ったんですけれども、いや、そんなことはないと否定されたんですが、恐らく制度設計を見るとそういう設計だったというので、こういう形になっているんだというふうに考えています。

橋本部会長

ちょっと比較するとややこしくなるかもしれませんが、要は大きい業者が民泊みたいにしてちっちゃいところでやっているというケースを想定していたものであって、個人個人の保育ママが別途借りてやっているということを想定していないから、相変わらずそこの区別をつけるのが面倒くさいから一緒くたにしちゃったという形になっていると。

特に足立区は他の自治体に比べてこの保育ママの比率が極めて高い、ちょっと特殊な自治体であるということから、足立区からこういう要望を上げていただいたというのは非常にいい、厚労省をちょっと動かす上ではよいプッシュだったと思うんですが、引き続きやはり足立でふえている、急速にふえている保育児童、特に0~2歳児の需要を満たすためには施設だけではどうしてもカバーし切れない、この保育ママに頼らざるを得ないという部分が他の自治体よりもちょっと条件としては強いと思いますので、引き続き厚労省に対しての働きかけなど頑張っていただければと思います。

千ヶ崎子ども施設入園課長

ありがとうございます。

橋本部会長

さて、以上、審議・調査事項、報告事項並びに情報連絡事項につきましては、全報告並びに質疑を

いただきましたが、ここでまた振り返って、もし何かご意見等ございましたらば、いかがでございま すでしょうか。よろしゅうございましょうか。

量が多いので 2 時間過ぎちゃったら大変だなと思っていたんですけれども、皆様方のご協力を得まして、早目に回すことができそうでございます。どうもありがとうございました。

本部会は、今回の第4回をもちまして平成29年度終了という形になります。また、特別部会員の方々も含めて、いわゆる任期の交代時期に入りますので、このメンバーでの会議というのは本日が最後ということでございます。特別部会員の委員の方々におきましては、もし引き続きお力添えがいただけるようであれば、ご希望をちょっと書いていただいて出していただければと思います。また、それ以外の部会員の皆様方におきましては、それぞれ引き続き恐らく次年度もお世話になることになると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

なお、最後で恐縮でございますが、私も大分こちらのほうをお世話させていただいて長いんですけれども、子どもを持ってないくせに、子ども専門じゃないのにこちらのほうの協議会の部会長をやらせていただく形で、大変勉強させていただきました。前の部会長がちょっと健康上のご理由で任期中にご退任されたので、私がピンチヒッターで入ってからそのままずるずるやらせていただいていたんですけれども、そろそろ私も今回で任期が切れますので、ここから先はやはり子どもの福祉や教育ご専門の先生にできればお願いしたいというふうに思っております。

引き続き他の政策、特に政策経営部のほうとは引き続きご縁が足立とはあるかと思いますが、またこういう形で皆様方のご意見であるとかお考えとかを聞く機会をいただいて、ここから先は学者としているいる勉強させていただく機会をまたいただければと思っております。

どうもいろいろとスムーズな審議にご協力いただきまして、ありがとうございました。改めて御礼 申し上げます。

では、以上、事務局のほうにお返しいたします。

松野子ども政策課長

部会長、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の議事は終了となりますけれども、お車でお越しの方々には駐車券のご用意がありますので、お近くの係員のほうにお申し出くださいませ。

また、先ほど部会長からも言っていただきましたが、特別部会員の方はご意向をいただきまして、 できれば引き続きお願いしたいと思っております。

また、改選を迎えますので、メンバーがかわることはあるかと思いますが、ぜひ子ども施策についていろいろなご意見あるいはアイデア、そういったものがございましたら、この場ではなくてもお声をお寄せいただいて、足立の子どもたちのためによくしていけることがあればご協力いただきたいというふうに思っております。

貴重なお時間を皆様にいただきまして、大変ありがとうございました。これにて終了とさせていた だきます。本日はどうもお疲れさまでした。